

2009年3月18日

埼玉県議会議長  
深井 明 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳下 礼子

### 県政調査費の領収書添付及びその公開に関する申し入れ

自民、民主、公明などの各会派でつくる「議会あり方研究会」（以下「あり方研」）が17日の会合で、県政調査費について収支報告書の他、領収書その他の支出を証明する書類を提出することや運用指針を制定することなどを内容とする「報告書」をまとめ、同日、貴職に提出したと新聞等で報じられています。

わが党は、以前から県政調査の領収書添付義務づけやその公開を一貫して主張し、超党派による正規の協議会を立ち上げて、県政調査費の全面公開に向けた協議を行うよう議長や各会派に申し入れてきました。また、他会派に先駆けて2004年より自主的に領収書や出納簿の公開にも応じてきました。しかし、自民党や公明党、民主党などはわが党や社民党などの少数会派を排除した形で「あり方研」を設置し、そこでの議論も県民には非公開で行ってきました。県政調査費が県民の税金によって賄われている以上、調査費の使途や公開のあり方を決めるのに、その検討の過程や議論を県民に隠さなければならない理由は何一つありません。

「あり方研」が貴職に提出した「報告書」の内容は、2009年度分から収支報告書とともに全ての領収書を公開するとしながらも、調査研究費、会議費、公聴費の3項目については各会派の判断で調査研究報告書や領収書を非公開とすることができるとしています。「会派の自由な活動が阻害される可能性がある」とか「執行機関等が調査研究の内容に干渉するみちを開くことになりかねない」などが非公開の理由とされていますが、公開することで他からの干渉やプライバシーが侵害されるなどの事例は個別・具体的に検討されるべきもので、会派の判断で非公開を可能とすることは、情報公開を骨抜きにするに等しく、県民の理解と納得を得ることができません。

また、今回の領収書の添付及び公開の義務づけについて、関係条例を改正するのではなく、規程の改定で済ませようとしていることも問題です。これは議会での審議から少数会派や無所属議員を事実上排除する狙いがあるものと言わざるを得ません。条例改正の審議のなかで県政調査費の使途基準や情報公開のあり方について県民注視の下、徹底した議論を行い、県民が納得するような結論を得るべきであります。

そこで、わが党は県政調査費の収支報告書に領収書などの証拠書類の添付を義務づけ、これを公開するための関係条例の早期改正に向けて、貴職のイニシアチブによって超党派の代表で構成する正規の協議会を直ちに設置し、県民公開のもと検討を行うよう強く申し入れるものです。

以上